

## 視 点

# インターンシップの歴史的経験

—初等・中等教育を中心に—

佐々木 享

## はじめに

「インターンシップ」「就業体験」ないし「職場体験学習」は、①学校の計画のもとに技術教育・職業教育の重要な一環として組み込まれている現場実習から、②技術教育・職業教育の目的ではなく、就業体験など広い意味での労働体験をあたえることを目的として、企業など学校外の施設で実施される嘗為まで幅広い。これらを主として初等・中等教育に限定して、その施策と歴史的経験をいくつかの類型に区分して分析する。

### (1) 公的職業資格取得のための教育の不可欠の一部である現場実習

①医師、弁護士、看護婦、学校教員などのいわゆる専門職の養成課程においては、実務経験には本質的に重要な位置が与えられ、その不可欠の構成部分となっている。

②しかし戦前には公的職業資格の制度が未発達だったこともあり、中等実業学校の学習が公的職業資格と結びついていた例は少なかった。

③戦後の高等学校には、衛生看護科（准看護師）、調理科（調理師）、漁業科（海技免状）などがある。

### (2) 公的職業資格取得とは関係なく技術・職業教育の重要な構成部分としての位置づけられている現場実習

①明治期最初の水準の高い工業教育機関の一つである工部大学校の経験は、この種の典型的な例である。工部大学校の修業年限は6カ年で、最初の2カ年は基礎教育、次の2カ年

は専門教育、最後の2カ年は現場に入って学ぶ。最後の2年間のうち1年半は現場に出て残る6ヶ月で卒業論文をまとめるとしていた。卒業論文はたんなる調査報告ではなく、しづかに新たに実際に用いる機械や工事の設計であった。

②戦後の1970年代に設置された農業特別専攻科の生徒は、1年生の9月から12月までの3ヶ月間、県内外の先進農家において農家実習を行っている。現場実習を付加的・補足的なものではなく、本質的な構成部分として位置づけている例である。

### (3) 技術・職業教育の一部として、補足的・附加的に位置づけられた現場実習

#### 旧学制の時代

①現場実習を技術・職業教育の一部として位置づける発想は、早くも1872年の「学制」の中に見られた。しかし、その後の実業関係法規には現場実習の影が薄い。

②現場実習に関する規定が見られた最初の実業関係法規は、修業年限6ヶ月以上4年以内とするなど教育課程構成を極めて柔軟にした「徒弟学校規程」のみであった。

③こうした中でも、工業学校における夏期休暇中の現場実習、商業学校における行商や「○○商業デパート」の取り組みなど、戦前にすでに現場実習の多様な例が知られる。

#### 新学制の発足以後

##### i) 教育課程上の位置

①1947年4月7日に出された文部省学校教育局長の通達は、工業関係の学科の学科課程表に「備考」として、「第三学年において四箇

月までの現場実習を行うことができる。」と記していた。高等学校では発足当初から現場実習が公認されていたことが注目される。

しかし高等学校の発足直後に発行された文部省学校教育局『新制高等学校教科課程の解説』では、「現場作業」に関する記述は、工業に関する学科に限定せず、職業課程における一般的な問題として拡張され、「職業教育における現場作業の教育的価値にかんがみ、学校は現場作業をその生徒に実施させる機会を積極的に求めなければならない。」(34頁)、「単位の与えられる現場作業は、学校である実習の目的にかなつたものでなければならない。生徒が時間正しく勤勉に働いているというだけでは——これらは大切な作業態度であるが——不十分である。」(34頁)などとかなり丁寧に説明されていた。

ただしこの解説書では、「現場作業」はもっぱら職業課程の課題として位置づけられ、(専攻学科の種類を問わない現今)「職場体験(学習)」とは明らかに異なっていた。

②高等学校学習指導要領に最初から今日まで一貫して記載されている「ホームプロジェクト」のうち、農業科の場合の実践は典型的な職場体験学習の一形態といえる。

③職業高校においては、単位として認定する場合・しない場合、全員参加・希望者参加、長期・短期など、実施形態は多様であるが、職業教育の教育課程の一環として、付加的・補足的に位置づけている。しかし現場実習を実施してきた例はあまり多くない。

## ii) 「勤労体験（学習）」登場の経過

1976年改訂の高等学校学習指導要領は、総則に勤労体験学習を位置づけた。発端は、「職業教育の改善に関する委員会」が1976年5月に発表した報告の中で「生産や生活にかかわる体験的学習」を小・中・高校に導入すると問題を提起したことだった。審議は教育課程審議会に移され、その「中間報告」(75年10月)では、「職業教育を主とする学科以外の学科における

いて、勤労にかかる体験的学習の機会を拡充する必要にかんがみ、その趣旨に即した内容をもつ教科・科目を新たに設けることの適否や選択的に履修できる各教科・科目の在り方等

について検討する」と積極的に受けとめた。しかしこれには主として普通科の高校長たちの猛反対があり、「特別活動」の中に書き込むことでお茶を濁された。

### iii) 定時制・通信制課程と技能教育施設との

連携 教育機関の実現可能性

①1961年に制度化された連携教育には、同時に制度化された広域通信制高校学校とあいまって、多様な形態が生まれた。連携の一部には現場実習も含まれている場合が多い。

②1960年代初頭に神奈川県が設置した技術高校は、連携教育ではないが、高等学校と職業訓練校とを結合した特異な教育施設であった。職業訓練校卒業後の就職先の実務の一部

を高等学校の実習の単位（の一部）として認定していることに批判があった。現場実習自体が技術高校の制度的な問題点の一つとされていたことは見逃せない。

#### iv) 「インターンシップ」の登場

①現代日本の「インターンシップ」は、とくに1998年7月の理科教育及び産業教育審議会の答申に起機して生まれる。答申

云の答申が実機となったと考えられる。答申提出後間もない1998年12月16日に文部省職業教育課長・生涯学習振興課長の連名で各都道府県教委宛に出された通知が、「インターナップ」への指導を強化はじめた直接の契機になったと思われる。

②次いで1999年改訂の高等学校学習指導要領の「総則」に、「就業やボランティアにかかる

「**わる体験的な学習**」なることはが登場した。  
③以後、「**インターンシップ**」ないし「**就業体験**」の実践は急速に広まり、以後、その実践記録はきびすを接して提出されている。

④こうした近年の「インターンシップ」ないし「職場体験・就業体験（学習）」の実践について、順序不同に若干の感想を記す。

第一に、高等学校の職業学科以外の学科すなわち普通科、総合学科等で実施されているインターンシップは、職業学科に較べると非常に少ないと印象的である。ここには現代の高校教育の本質的な弱点が露呈しているように思われる。

第二に、参加した生徒たちの感想はおしなべて好意的であることが注目される。ここには、「職場体験・就業体験（学習）」が内包する積極面、すなわち現実の労働の世界が反映しており、そこには、日常の教育活動の面で学ぶべきものが多いように思われる。

⑤その他のインターンシップをめぐる論点については、『技術教育研究』第59号（2002年1月）に収録された林萬太郎氏の論考が丁寧に解説しているので、参考にして欲しい。

#### （4）職業指導の一環としての職場実習、あるいは労働教育としての農業学習

①高等小学校の「一坪農業」の実践は、児童を労働に参加させる学習の一例といえる。その実施形態は戦後の農業高等学校のホームプロジェクトに似ているといえる。

②（新制）中学校では若干の実践が知られているが、ここでは、東京都の日暮里中学校が1975年から始めた安曇野の農家に3年生全員が夏休み期間中に3泊4日間分宿して実施した農業体験学習に注目したい。この実践に重要な役割を果たした桐山さんは、この実践が長期間持続した理由を、何よりも、百姓をするなんて嫌だと言っていた子どもたちが行ってみるとまだ帰りたくないというほどに確實に変わること、それを目の当たりにした教師たちがこの実践に自信をもつことなどで説明しておられた。その背景には、農家の人たちが子どもたちを差別なく見てくれる、これ

をやったという達成感、成就感があることなどを指摘されていた。

#### （5）精神主義ないし鍛錬主義

戦前とくに昭和初期の農業教育機関にみられた塾風教育は精神主義・鍛錬主義の典型であったが、この傾向は学校教育にも現れた。

①普通教育のみを課してきた（旧制）中学校に1931年から必修教科として設置された作業科は、1938年6月9日の文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」以後、中等以上の学校で「集団勤労作業」が始まられると、そのなかに解消されてしまった。

②中学校令（1943年）により、中学校、高等女学校及び実業学校の教科課程は「教科及修練」とされ、従来の作業科は鍛錬主義の「修練」の中に解消されたと考えられる。

#### （6）強制労働の性格をもつもの

第二次大戦末期の学徒の「勤労動員」は、本質的には労働の強制ともいえる戦時経済下の労務動員の一環であり、少なくとも教育計画とは無縁のものである。

教育改革国民会議が2000年9月に発表した中間報告は、「様々な分野において一年程度奉仕活動を行うことを義務づける」ことを提唱して注目された。この提言には批判が多く、徴兵制や「勤労動員」を想起した人もいた。最終報告書では、「義務づける」とした部分は削除されたが、この種の発想が支配階級の中に見られることには注目しておきたい。

[付記] 本稿は、さる5月25日の技術教育研究会公開研究会における報告をもとに、事例や文献注を全面的に削除するなど大幅に

圧縮・整理したものである。

（愛知大学短期大学部、技術教育研究会常任委員）